（前のページより続き）

〔告　示〕

○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の内閣総理大臣が定める基準の一部を改正する件（**内閣府**九九）　一六六

○役務に係る日本産業規格への適合性に関する認証の業務に従事する者の講習を定める件の一部を改正する件（**内閣府・総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一六八

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（**内閣府・財務**四）　一七〇

○農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示（**金融庁・農林水産**一一）　一七〇

○児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める基準等の一部を改正する告示（**こども家庭庁**一一）　一七〇

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年十二月三十一日まで延長する措置を指定する件（**同**一一二）　一七〇

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年十二月三十一日まで延長する措置を指定する件（**こども家庭庁・厚生労働**七）　一七〇

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**一五）　一七一

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**二六）　一七二

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**二七）　一七三

○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**総務**二〇五）　一七五

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二〇六）　一七六

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二〇七）　一七七

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二〇八）　一七九

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二〇九）　一九三

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二一〇）　二〇九

○令和三年総務省告示第四百四号の一部を訂正する件（**同**二一一）　二三一

○令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件（**同**二一二）　二三三

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二一三、二一六、二一九）　二三三

○令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件（**同**二一四）　二三四

○令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（**同**二一五）　二三四

○令和六年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件（**同**二一七）　二三六

○令和六年総務省告示第百一号の一部を訂正する件（**同**二一八）　二三七

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和六年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（**同**二二〇）　二三九

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**一六九）　二四〇

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**九）　二四〇

○所得税法施行令第二十八条第一項の団体を指定する件の一部を改正する件（**文部科学**六七）　二四二

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（**厚生労働**二三五）　二四三